

第10期和光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画・認知症施策推進計画策定支援業務委託基本仕様書

令和8年1月

和光市

1 業務概要

(1) 業務名

第 10 期和光市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務

(2) 履行場所

和光市（以下「本市」という。）が指定する場所

(3) 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 業務の目的

2027 年度（令和 9 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする、老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定に基づく市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画及び市町村認知症施策推進計画を策定するための各種支援業務を行う。

なお、計画の策定に当たっては、国の基本指針を踏まえた上で、本市の上位計画である総合振興計画、社会福祉法において上位計画として位置付けられた地域福祉計画、第 9 期までの介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画等との整合を図るものとする。

2 業務内容

第 10 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画・認知症施策推進計画（以下「第 10 期計画」という。）の策定を効率的に進めるため、次の業務を実施する。ただし、企画提案書の内容を踏まえて、本市及び受注者で協議して決定する。

(1) 第 10 期計画案の策定

① 次の上位計画及び関係計画等の関連項目をまとめる。

- ア 第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本方針（案）*社会保障審議会
- イ 第五期和光市総合振興計画基本構想
- ウ 第五次地域福祉計画
- エ 第八次和光市障害者計画
- オ 第 8 期和光市障害福祉計画
- カ 第三次健康わこう 21 計画
- キ 第四次和光市食育推進計画
- ク 第 10 期埼玉県認知症施策推進計画
- ケ その他関係法令、計画など

② 第 9 期計画進捗状況の評価・分析等

- ア 基礎調査結果を踏まえた現状の確認・整理

令和 7 年度実施の「和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の結果から、日常生活圏域ごとの高齢者の現状や地域課題、要介護者の在宅生活の継続、サービス提供体制の現状等、課題を抽出し整理する。

イ 本市の介護保険事業について、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他市町村との比較等により、地域の特徴を把握し、検証する。

③ 第 10 期計画における課題の抽出

- ア 第 9 期計画における介護保険事業の現状分析を基に、年齢及び日常生活圏域別に現状と

課題等を分析し、第10期計画に反映させるべき課題を整理する。

- イ 保険者機能強化推進交付金等の評価指標に係る項目を網羅した課題を分析・整理する。
- ウ 地域支援事業に係る課題（高齢者人口に対する事業所数、事業所の分布状況など）や、市町村独自の施策（市町村特別給付など）に係る課題を整理する。

④ 人口等の推計（日常生活圏域単位を含む。）

ア 総人口及び高齢者人口の推計

イ 被保険者数及び認定者（事業対象者を含む。）数の推計

ウ 認知症高齢者数の推計

エ その他必要な統計情報の推計（2040年度に向けた推計値）

⑤ 介護保険サービス利用者等の推計

ア サービスごとの利用者数の自然体推計値（初期値）の算出（介護予防・生活支援サービスを含む。）

イ 自然体推計を行った際の基本的考え方の提示

ウ 独自施策（市町村特別給付等）に係る実績の分析・評価

⑥ 第10期計画書案の作成

次に掲げる項目を国や県の方針や先進自治体の事例などを踏まえて実施すること。

ア 第10期計画の構成案の検討

第9期計画や国・県の方針などを踏まえ、第10期計画の基本構成案を提案する。

イ 課題の整理

前各号を踏まえ課題を整理し、施策への反映を踏まえながら、第10期計画における重点課題をまとめる。

ウ 施策の方向性の検討

重点課題や第9期計画の継続性、国・県及び上位計画の方針を踏まえ、第10期計画の基本理念、基本施策、各施策体系等について検討し、計画書の施策の構成案の方向性を整理・提案する。

エ 計画の施策目標の検討

第10期計画の進捗状況を管理するための各施策の目標構成案を整理・提案する。

オ 認知症施策推進計画の作成

第9期計画の認知症に係る施策を整理し、前各号の課題や方針を踏まえて認知症施策推進計画の基本構成案を整理・提案する。

カ 介護保険サービス必要量の推計及び介護保険料の積算

地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、人口推計、給付実績（介護予防・生活支援サービスを含む。）、施策反映等により、推計値の修正を行った際の数値検証作業及び助言をして、介護保険料の積算をする。

⑦ 第10期計画の素案・原稿の作成・校正・編集

上記の工程により本市と協議のうえで、第10期計画及び当該計画の概要版の素案・計画書案の原稿を作成・校正・編集する。

⑧ パブリックコメント支援

パブリックコメント実施に必要な資料作成等の支援を行う。

(2) 計画書の印刷・製本業務

① 第10期計画 A4版 150部（表紙：フルカラー、本文2色刷り、約150ページ）

ただし、次の内容については、カラー印刷とする。

・冒頭のあいさつ文掲載ページの市長の写真

・内容上、カラーで掲載することが望ましい図・挿絵等（15ページ程度）

② 計画書の原稿（CD-R）1部を提出すること。原稿データは、PDF形式及び修正可能な形式で（Word等）の2種類で提出すること。なお、貼り付けしたデータ等の計算工程が分かるデータ（xlsx等）も提出すること。

（3）関係会議への出席及び事務局支援

① 介護保険運営協議会ほか関連する会議等に出席し、必要に応じて説明等を行うとともに、資料作成等で本市の支援を行う。また、出席に際し、会議の内容を簡潔にまとめ、会議録として提出すること。なお、介護保険運営協議会開催回数については、概ね5回を見込んでいる。（会議の進行状況によっては増える可能性がある。）

② 介護保険運営協議会の開催にあたり、庁内打合せ会議等に出席し、必要に応じて提言や説明を行う。その都度、打合せの記録簿を作成し、提出する。また、第10期計画を策定するにあたり、その作業内容を明確にし、スケジュールの進行管理を行うこと。

3 その他

（1）行政資料の貸与

本業務の履行に当たり、必要となる行政上の資料等については、その都度、本市が受注者に貸与する。受注者は、貸与された資料について十分な注意を払い取扱うものとし、本市の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。なお、受注者は貸与の必要がなくなった場合は、速やかに返却すること。

（2）個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、別添「個人情報取扱特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。特に、調査票は複写を禁ずるとともに、報告書を納品する際に返却を行うこと。また、作業の過程で、個人情報を含む情報を電子データとして保存している場合には、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により本市に報告しなければならない。

（3）業務担当者の設置

本業務において、受注者の担当技術者は2名以上とすること。担当技術者のうち1名は、同種業務で実績を有し、専門的な立場で高齢者福祉・介護保険施策について提言出来る管理技術者を配置すること。

（4）再委託の禁止

受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、やむを得ず再委託をする必要がある場合は、受注者は別添「個人情報取扱特記事項」に定める所定の手続をとること。

（5）瑕疵責任

業務完了後に、受注者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに本市が必要と認める訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受注

者が負担するものとする。

(6) 成果物の著作権

本業務の成果品については、著作権その他一切の権利は本市に帰属し、受注者は本市の許可なくこれを使用し、貸与し、公表してはならない。

(7) その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項に関しては、本市と受注者が協議の上決定する。